

登録商標「麗玉^{れいぎょく}®」使用基準

(制定 平成 28 年 12 月 9 日 28 園畜第 1051 号)

(一部改正 令和 5 年 7 月 24 日 5 園畜第 329 号)

(目 的)

第 1 この基準は、長野県果樹試験場が開発したすもも「シナノパール」の振興やブランド確立を図るため、長野県が取得した商標「麗玉®」(以下「商標」という。)の適正な使用の推進について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 この基準において「青果販売者」とは、「麗玉®」の青果販売を目的として「シナノパール」を栽培する者をいう。

2 この基準において「販売を委託された者」とは、「青果販売者」から「麗玉®」の青果販売を委託された農業関係団体・業者等をいう。

3 「麗玉®」の商標は長野県が所有し、高級すもも「麗玉®」推進協議会(以下、「協議会」という。)に限り許諾するものとする。なお、商標の使用や管理方法等については、協議会が要領等で別途定めるものとする。

(使用条件)

第 3 商標を使用できる者は、振興協議会の会員とする。

2 青果販売者又は販売を委託された者は、協議会が定める『高級すもも「麗玉®」生産及び青果販売要領』を遵守しなければならない。

(果実品質基準)

第 4 商標を使用できる果実は、協議会が別に定める『高級すもも「麗玉®」青果品質基準』を満たすものとする。

(商標の普及)

第 5 商標の普及のため、ロゴデザインを定める。

(補 足)

第 6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。